

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や相談対応を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(単位：か所)

区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①		5	5	5	5	5
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	5	5	5	5	5
		その他	3	3	3	3	3
		計 ②	8	8	8	8	8
東部2	量の見込み ① (人日)		1	1	1	1	1
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	1	1	1	1	1
		その他	2	2	2	2	2
		計 ②	3	3	3	3	3
南部1	量の見込み ① (人日)		1	1	1	1	1
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	1	1	1	1	1
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	1	1	1	1	1
南部2	量の見込み ① (人日)		0	0	0	0	0
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ① (人日)		0	0	0	0	0
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	1	1	1	1	1
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	1	1	1	1	1
西部2	量の見込み ① (人日)		2	2	2	2	2
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	1	1	1	1	1
		その他	1	1	1	1	1
		計 ②	2	2	2	2	2
合 計	量の見込み ① (人日)		9	9	9	9	9
	確保の内 容 (か所)	利用者支援事業	9	9	9	9	9
		その他	6	6	6	6	6
		計 ②	15	15	15	15	15

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行う事業です。

(単位：人日、か所)

区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ① (人日)		230,643	231,275	231,862	227,668	222,458
	確保の内 容 (か所)	子育て支援拠点	25	26	26	26	32
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	25	26	26	26	32
東部2	量の見込み ① (人日)		25,564	26,005	25,677	25,326	24,872
	確保の内 容 (か所)	子育て支援拠点	6	6	6	7	7
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	6	6	6	7	7
南部1	量の見込み ① (人日)		30,316	30,213	30,170	30,253	30,192
	確保の内 容 (か所)	子育て支援拠点	7	7	8	8	8
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	7	7	8	8	8

(単位：人日、か所)

区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部2	量の見込み ① (人日)		3,372	3,228	3,108	2,952	2,844
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	2	2	2	2	2
		その他	3	3	3	3	3
		計 ②	5	5	5	5	5
西部1	量の見込み ① (人日)		6,544	6,524	6,360	6,199	5,999
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	6	6	7	7	7
		その他	0	0	0	0	0
		計 ②	6	6	7	7	7
西部2	量の見込み ① (人日)		5,220	5,160	5,040	4,920	4,812
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	3	3	3	3	3
		その他	7	7	7	7	7
		計 ②	10	10	10	10	10
合 計	量の見込み ① (人日)		301,659	302,405	302,217	297,318	291,177
	確保の内容 (か所)	子育て支援拠点	49	50	52	53	59
		その他	10	10	10	10	10
		計 ②	59	60	62	63	69

(3) 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を行う事業です。

(単位：人回)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	52,959	51,956	51,542	50,671	49,903
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	5,784	5,696	5,569	5,444	5,334
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	9,184	9,142	9,142	9,100	9,058
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	1,050	1,036	1,008	994	994
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	3,066	3,038	2,954	2,870	2,800
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	3,674	3,642	3,642	3,610	3,594
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	75,717	74,510	73,857	72,689	71,683
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	3,495	3,430	3,418	3,379	3,291
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	349	353	357	359	363
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み ①	486	484	484	482	480
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	74	72	69	67	66
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	491	496	484	472	461
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	244	238	232	225	220
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合計	量の見込み ①	5,139	5,073	5,044	4,984	4,881
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	435	435	435	438	441
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	35	35	36	37	37
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	461	461	461	460	459
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	85	85	85	84	84
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	30	30	35	35	35
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	42	41	40	40	39
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合計	量の見込み ①	1088	1087	1092	1094	1095
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	356	353	353	350	349
	確保の内容 ②	552	551	551	551	551
	差引 ②-①	196	198	198	201	202
東部2	量の見込み ①	10	10	10	10	10
	確保の内容 ②	20	20	20	20	20
	差引 ②-①	10	10	10	10	10

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み ①	40	40	40	40	40
	確保の内容 ②	40	40	40	40	40
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	195	175	140	119	104
	確保の内容 ②	205	205	154	124	104
	差引 ②-①	10	30	14	5	0
西部1	量の見込み ①	100	100	100	100	100
	確保の内容 ②	100	100	100	100	100
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	17	17	17	17	17
	確保の内容 ②	51	51	51	51	51
	差引 ②-①	34	34	34	34	34
合計	量の見込み ①	718	695	660	636	620
	確保の内容 ②	968	967	916	886	866
	差引 ②-①	250	272	256	250	246

(7) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育）

幼稚園の通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり保育を行う事業です。

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
東部1	量の見込み	1号認定	9,301	9,151	9,102	8,842	8,759
		2号認定	512,246	509,859	505,160	494,760	487,881
		計 ①	521,547	519,010	514,262	503,602	496,640
	確保の内容 ②	591,218	567,702	562,740	554,292	547,134	
	差引 ②-①	69,671	48,692	48,478	50,690	50,494	
東部2	量の見込み	1号認定	26	25	24	23	24
		2号認定	22,205	21,202	20,534	20,050	20,324
		計 ①	22,231	21,227	20,558	20,073	20,348
	確保の内容 ②	22,231	21,227	20,558	20,073	20,348	
	差引 ②-①	0	0	0	0	0	
南部1	量の見込み	1号認定	149	149	147	149	149
		2号認定	66,128	66,056	64,416	64,462	64,228
		計 ①	66,277	66,205	64,563	64,611	64,377
	確保の内容 ②	66,500	66,500	66,500	66,500	66,500	
	差引 ②-①	223	295	1,937	1,889	2,123	
南部2	量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	12,695	11,973	9,870	8,861	8,170
		計 ①	12,695	11,973	9,870	8,861	8,170
	確保の内容 ②	12,768	12,021	9,949	8,949	8,249	
	差引 ②-①	73	48	79	88	79	
西部1	量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	42,325	39,979	37,572	36,335	36,221
		計 ①	42,325	39,979	37,572	36,335	36,221
	確保の内容 ②	43,560	43,355	42,126	42,495	42,167	
	差引 ②-①	1,235	3,376	4,554	6,160	5,946	

(単位：人日)

区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
西部2	量の見込み	1号認定	245	224	224	216	214
		2号認定	24,765	27,586	42,288	36,899	36,205
		計 ①	25,010	27,810	42,512	37,115	36,419
	確保の内容 ②		29,530	28,810	49,792	49,515	49,459
	差引 ②-①		4,520	1,000	7,280	12,400	13,040
合 計	量の見込み	1号認定	9,721	9,549	9,497	9,230	9,146
		2号認定	680,364	676,655	679,840	661,367	653,029
		計 ①	690,085	686,204	689,337	670,597	662,175
	確保の内容 ②		765,807	739,615	751,665	741,824	733,857
	差引 ②-①		75,722	53,411	62,328	71,227	71,682

(8) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

その他の一時預かりについては、保育所における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）により、提供体制の確保に取り組みます。

① 保育所における一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

② ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を組織し、地域における育児の相互援助活動を支援する事業です。

③ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等において児童を預かる事業（宿泊可）です。

(単位：人日)

区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①		59,274	59,417	59,344	58,466	57,443
	確保の内容	保育所	50,629	56,778	60,215	59,982	59,991
		ファミ・サポ	2,005	2,012	1,997	1,996	2,312
		トワイライトステイ	94	95	94	94	95
		計 ②	52,728	58,885	62,306	62,072	62,398
差引 ②-①		▲ 6,546	▲ 532	2,962	3,606	4,955	
東部2	量の見込み ①		5,088	5,027	4,864	4,751	4,749
	確保の内容	保育所	4,253	4,200	4,059	3,967	3,958
		ファミ・サポ	615	609	592	577	582
		トワイライトステイ	220	218	213	207	209
		計 ②	5,088	5,027	4,864	4,751	4,749
差引 ②-①		0	0	0	0	0	

(単位：人日)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
南部1	量の見込み ①	4,463	4,448	4,393	4,404	4,388	
	確保の内容	保育所	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
		ファミ・サポ	100	100	100	100	100
		トワイライトステイ	30	30	30	30	30
		計 ②	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630
差引 ②-①	167	182	237	226	242		
南部2	量の見込み ①	2,307	2,098	1,790	1,620	1,496	
	確保の内容	保育所	2,034	2,088	1,827	1,618	1,508
		ファミ・サポ	30	30	30	30	30
		トワイライトステイ	0	0	0	0	0
		計 ②	2,064	2,118	1,857	1,648	1,538
差引 ②-①	▲ 243	20	67	28	42		
西部1	量の見込み ①	4,281	4,152	3,974	3,866	3,801	
	確保の内容	保育所	4,078	4,047	3,951	3,947	3,898
		ファミ・サポ	794	794	794	794	794
		トワイライトステイ	100	100	100	100	100
		計 ②	4,972	4,941	4,845	4,841	4,792
差引 ②-①	691	789	871	975	991		
西部2	量の見込み ①	253	244	238	235	231	
	確保の内容	保育所	289	284	282	279	277
		ファミ・サポ	110	110	110	110	110
		トワイライトステイ	15	15	15	15	15
		計 ②	414	409	407	404	402
差引 ②-①	161	165	169	169	171		
合 計	量の見込み ①	75,666	75,386	74,603	73,342	72,108	
	確保の内容	保育所	65,783	71,897	74,834	74,293	74,132
		ファミ・サポ	3,654	3,655	3,623	3,607	3,928
		トワイライトステイ	459	458	452	446	449
		計 ②	69,896	76,010	78,909	78,346	78,509
差引 ②-①	▲ 5,770	624	4,306	5,004	6,401		

(9) 一時預かり事業（就学児のみ）

就学児に対する一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組みます。

(単位：人日)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	1,482	1,468	1,456	1,468	1,445
	確保の内容 ②	1,863	1,857	1,852	1,859	1,852
	差引 ②-①	381	389	396	391	407
東部2	量の見込み ①	10	10	10	10	10
	確保の内容 ②	10	10	10	10	10
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	20	20	20	20	20
	確保の内容 ②	20	20	20	20	20
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	15	15	15	14	14
	確保の内容 ②	15	15	15	14	14
	差引 ②-①	0	0	0	0	0

(単位：人日)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
西部1	量の見込み ①	50	50	50	50	50
	確保の内容 ②	50	50	50	50	50
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	75	75	75	75	75
	確保の内容 ②	110	110	110	110	110
	差引 ②-①	35	35	35	35	35
合 計	量の見込み ①	1,652	1,638	1,626	1,637	1,614
	確保の内容 ②	2,068	2,062	2,057	2,063	2,056
	差引 ②-①	416	424	431	426	442

(10) 延長保育事業

保育所等において、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	2,193	2,163	2,145	2,108	2,068
	確保の内容 ②	3,980	4,257	4,414	4,458	4,470
	差引 ②-①	1,787	2,094	2,269	2,350	2,402
東部2	量の見込み ①	185	183	177	174	173
	確保の内容 ②	185	183	177	174	173
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	227	227	224	226	225
	確保の内容 ②	225	225	245	245	245
	差引 ②-①	▲2	▲2	21	19	20
南部2	量の見込み ①	81	72	60	52	47
	確保の内容 ②	90	79	69	59	54
	差引 ②-①	9	7	9	7	7
西部1	量の見込み ①	133	127	120	115	113
	確保の内容 ②	142	141	139	139	139
	差引 ②-①	9	14	19	24	26
西部2	量の見込み ①	35	35	33	33	32
	確保の内容 ②	85	85	84	84	84
	差引 ②-①	50	50	51	51	52
合 計	量の見込み ①	2,854	2,807	2,759	2,708	2,658
	確保の内容 ②	4,707	4,970	5,128	5,159	5,165
	差引 ②-①	1,853	2,163	2,369	2,451	2,507

(11) 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

一部の地域においては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組みます。

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
東部1	量の見込み ①	14,756	14,618	14,620	14,209	14,070	
	確保の内容	病児・病後児保育	14,624	14,874	16,595	16,595	16,595
		ファミサポ(病児)	0	0	0	0	0
		計 ②	14,624	14,874	16,595	16,595	16,595
	差引 ②-①	▲ 132	256	1,975	2,386	2,525	
東部2	量の見込み ①	3,565	3,539	3,445	3,361	3,376	
	確保の内容	病児・病後児保育	3,565	3,539	3,445	3,361	3,376
		ファミサポ(病児)	0	0	0	0	0
		計 ②	3,565	3,539	3,445	3,361	3,376
	差引 ②-①	0	0	0	0	0	
南部1	量の見込み ①	1,351	1,348	1,339	1,348	1,346	
	確保の内容	病児・病後児保育	870	870	870	1,740	1,743
		ファミサポ(病児)	0	0	0	0	0
		計 ②	870	870	870	1,740	1,743
	差引 ②-①	▲ 481	▲ 478	▲ 469	392	397	
南部2	量の見込み ①	109	99	87	82	77	
	確保の内容	病児・病後児保育	97	85	76	71	70
		ファミサポ(病児)	15	15	15	15	15
		計 ②	112	100	91	86	85
	差引 ②-①	3	1	4	4	8	
西部1	量の見込み ①	1,019	1,000	961	951	933	
	確保の内容	病児・病後児保育	750	750	750	750	1,000
		ファミサポ(病児)	0	0	0	0	0
		計 ②	750	750	750	750	1,000
	差引 ②-①	▲ 269	▲ 250	▲ 211	▲ 201	67	
西部2	量の見込み ①	245	244	239	234	232	
	確保の内容	病児・病後児保育	245	244	239	234	232
		ファミサポ(病児)	0	0	0	0	0
		計 ②	245	244	239	234	232
	差引 ②-①	0	0	0	0	0	
合計	量の見込み ①	21,045	20,848	20,691	20,185	20,034	
	確保の内容	病児・病後児保育	20,151	20,362	21,975	22,751	23,016
		ファミサポ(病児)	15	15	15	15	15
		計 ②	20,166	20,377	21,990	22,766	23,031
	差引 ②-①	▲ 879	▲ 471	1,299	2,581	2,997	

(12) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

就労等により昼間に保護者がいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
東部1	量の見込み	小学1～3年	3,663	3,615	3,603	3,608	3,589
		小学4～6年	1,105	1,102	1,082	1,088	1,067
		計 ①	4,768	4,717	4,685	4,696	4,656
	確保の内容 ②	4,309	4,510	4,872	4,965	5,428	
	差引 ②-①	▲ 459	▲ 207	187	269	772	
東部2	量の見込み	小学1～3年	541	522	514	499	478
		小学4～6年	358	356	347	348	333
		計 ①	899	878	861	847	811
	確保の内容 ②	899	878	861	847	811	
	差引 ②-①	0	0	0	0	0	

(単位：人)

区域名	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量 の 見込み	小学1～3年	557	547	545	547	549
		小学4～6年	219	215	217	221	216
		計 ①	776	762	762	768	765
	確保の内容 ②		957	957	957	1,001	1,112
	差引 ②-①		181	195	195	233	347
南部2	量 の 見込み	小学1～3年	106	91	90	80	76
		小学4～6年	2	2	2	2	2
		計 ①	108	93	92	82	78
	確保の内容 ②		125	110	110	100	100
	差引 ②-①		17	17	18	18	22
西部1	量 の 見込み	小学1～3年	190	194	235	242	229
		小学4～6年	123	110	126	120	122
		計 ①	313	304	361	362	351
	確保の内容 ②		305	305	395	395	395
	差引 ②-①		▲ 8	1	34	33	44
西部2	量 の 見込み	小学1～3年	538	547	552	572	552
		小学4～6年	221	216	213	209	213
		計 ①	759	763	765	781	765
	確保の内容 ②		847	849	885	880	857
	差引 ②-①		88	86	120	99	92
合 計	量 の 見込み	小学1～3年	5,595	5,516	5,539	5,548	5,473
		小学4～6年	2,028	2,001	1,987	1,988	1,953
		計 ①	7,623	7,517	7,526	7,536	7,426
	確保の内容 ②		7,442	7,609	8,080	8,188	8,703
	差引 ②-①		▲ 181	92	554	652	1,277

3 「放課後子ども総合プラン」への対応

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすることを目的として国が策定した「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、関係部局及び県内市町村との連携の下、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携した取組みを積極的に推進します。

(1) 「放課後児童クラブ」の整備

平成31年度までに、ニーズ量に基づく整備の計画的な実施を支援します。
新設、改築等を行う場合は、小学校内での余裕教室等の活用を推進します。

(2) 「放課後子供教室」の整備

平成31年度までに、全小学校区での実施を推進します。

(3) 両事業の一体的運用

小学校内等における一体的運用を推進します。
また、小学校外で実施するものについても、両事業の連携強化を推進します。

(4) 推進体制の整備

市町村において円滑な取組み促進が図られるよう、本県における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、行政関係者、学校関係者、学識経験者、

放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者等からなる「徳島県放課後子ども総合プラン推進委員会（仮称）」を設置します。

(5) 従事者等への研修

放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）及び放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の質の向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るための合同研修を開催します。

(6) 部局間の連携

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係部局が連携して「徳島県放課後子ども総合プラン推進委員会（仮称）」の開催及び従事者等への研修を実施するとともに、両事業に関する情報交換・情報共有や連携強化を図るための会議、セミナー等を開催します。

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが求められています。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが必要です。

そこで、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させます。

2 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

特に、幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ、単一の施設とし、給付と財源が一元化されたところであり、本県においてもそのメリットを最大限に活用します。

少子化が進行する過疎地域においては、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあることから、集団保育を維持するとともに、より質の高い教育・保育を実施するための方策として、認定こども園への移行を推進します。

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫を行います。

認定こども園に移行する際、従来の幼稚園及び保育所における保護者の交流や研修、

教員等との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

3 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の内容は、次のとおりです。

なお、区域ごとの内容については、別表2のとおりです。

(単位：か所)

類 型	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型	4	13	21	24	26	27
幼稚園型	0	0	0	0	0	0
保育所型	5	17	15	16	16	16
地方裁量型	0	0	0	0	0	0
計	9	30	36	40	42	43

※吉野川市では、上記以外に4箇所（全て幼保連携型）設置予定あり。（時期未定）

※石井町では、上記以外に2箇所（幼保連携型1、未定1）設置予定あり。（時期未定）

4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

(1) 財政的支援

国の補助制度等を最大限活用しながら、施設整備や施設運営費に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り組みます。

また、新制度における新たな幼保連携型認定こども園に置かれる「保育教諭」は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有することが求められることから、片方の免許・資格しか持たない者の免許・資格取得を支援することにより、新制度への円滑な移行を推進します。

(2) 人的支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設・設備等の基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行うことにより、認定こども園への円滑な移行を推進します。

5 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要です。

特に、教育・保育施設である、認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用することとなりますが、これらの子

子どもが満3歳以降も適切に必要な教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との緊密な連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

6 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

幼児期の学校教育や保育から小学校教育への円滑な移行を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が連携した取組みを積極的に推進します。

(1) 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続を図るため、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」に基づき、小学校教育との連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。

また、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が、合同研修の実施や交流等により相互に教育・保育についての理解を深め、子どもの豊かな育ちにつながる連携を促進します。

(2) 「幼小中連携推進事業～学びのかけ橋プロジェクト～」の推進

幼・小・中の教職員の相互交流により、連携を強化するとともに、円滑な接続方法について研究し、その成果を県内に普及させます。

第5節 教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上

1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策

(1) 必要見込み人数

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込み人数（常勤換算）は、次のとおりです。

（単位：人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	272	420	552	598	624
幼稚園教諭	731	703	678	662	652
保育士	2,759	2,772	2,777	2,730	2,706
保育従事者（※1）	0	0	0	0	0
家庭的保育者（※2）	0	0	0	0	0
家庭的保育補助者（※3）	0	0	0	0	0
家庭的保育者（※4）	0	0	0	0	0
合 計	3,762	3,895	4,007	3,990	3,982

※1：小規模保育事業B型における保育従事者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

(2) 確保方策

保育士等の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上を、制度面、運用面双方から促進するとともに、保育士等が、性別に関係なく、働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できるよう、職場環境や職員配置の改善を図ります。

保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等について、徳島県社会福祉協議会・福祉人材センター内に設置する「徳島県保育士・保育所支援センター」を中心に、関係機関とも緊密に連携しながら、マッチングの強化や再就職等に向けた研修を行うなど、積極的に支援していきます。

保育士養成施設に在学する学生はもとより、高校生以下の学生を含め、保育士としての就職を目指す人材を確保するため、保育士としての業務内容ややりがい等についての普及啓発を行います。

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、新制度本格施行後の幼保連携型認定こども園に置かれる保育教諭に必要とされる、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有するための資格等取得を支援します。

保育所や認可外保育施設において新たに保育士資格取得を目指す取組みを支援します。

2 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策

新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となることが予想されます。

このため、育児経験豊かな地域の人材を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度が創設されることとなっています。

県内の地域子ども・子育て支援事業に従事する者を確保するため、「子育て支援員」の養成を積極的に行います。

3 質の向上策

求められる能力や職階等に応じた研修体系の拡充を図るとともに、障がいやアレルギーを持つ子どもへの対応など、高度な専門性を習得するための研修については、外部の専門家を交えたケース検討を取り入れるなど、適宜見直しを図りながら実施し、質の高い教育・保育等の提供を担う人材の育成や職員配置の充実に努めます。

4 「子育て支援員」の認定のための研修実施

「子育て支援員」として認定するための研修については、国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施することとされています。

また、「子育て支援員」が保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みについても創設される予定です。

県内において保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する人材を確保するため、国が示すガイドライン等に基づき、必要な研修を計画的に実施します。

5 「放課後児童支援員」の認定のための研修実施

新制度においては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、「放課後児童支援員」として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための研修（以下「認定資格研修」という。）を都道府県知事が行い、認定資格研修修了者を「放課後児童支援員」として認定することとしています。

県内の放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保と質の向上を図るため、認定資格研修を計画的に実施します。